

マネージメント・レター 229  
保証人と連帯保証人の違い

保証人と一般に言われているものには、保証人と連帯保証人があります。保証人と連帯保証人の一番大きな相違点は、単なる保証人は債権者から請求されても、まず債務者に請求した後に自分に請求するように主張でき、又、その後の請求であっても債務者に十分弁済できるだけの資産があり、且つ強制執行によって簡単に回収することが出来ることを証明すると、債権者の請求を拒むことが出来るという点です。それぞれ「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」と呼ばれます。

連帯保証人には上記 2 つの抗弁権がありませんので、債務者に請求する前に履行の請求を受けても保証債務を履行しなくてはなりません。

また保証人が複数いる場合、保証債務の額をその人数で割った額についてのみ、保証債務を負えばよくなるという点があります。例えば、100 万円の債務について保証人になったところ、もう一人保証人が増えたという時は、 $100 \text{ 万} \div 2$  で 50 万円のみを保証債務として履行すればよくなるのです。これを「分別の利益」といいます。ところが、連帯保証人にはこの「分別の利益」がありませんので、自分以外に何人保証人や連帯保証人が増えても保証した全額について履行する義務を負うのです。

このように考えますと、保証人となる人には「保証人」であるほうが有利といえるでしょう。しかし、現実には単なる保証契約は非常にまれで、ほとんどが連帯保証契約ですから注意してください。

 今月のひとくちメモ 

“ 3R ” って？

Reduce ... 廃棄物を減らす

Reuse ... 再利用

Recycle ... 再生利用

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくために日本が提案しているキーワードです。道内でもレジ袋が有料になっているところもあるようです。エコバッグを持参するなど身近なことから実践していきましょう。